

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

令和元年 9 月 30 日

月 曜 日

第 4549 号

## 目 次

### 条 例

○富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2
○富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	3
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	
○富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例	4
○富山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	5
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6
○富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	
○富山県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例	7
○富山県総合体育センター条例の一部を改正する条例	8

## 条 例

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例、富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例、富山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、富山県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例及び富山県総合体育センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県条例第42号**

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(富山県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

**第2条** 富山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「第16条第2号若しくは第5号」を「第16条第1号若しくは第4号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「定が」を「定めが」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、同条第7項中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第16条中「及び12月1日」の次に「(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」を加え、「6月1日又は12月1日」を「基準日」に改め、「、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条中「及び12月1日」の次に「（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を加え、「6月1日又は12月1日」を「基準日」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削り、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条第2項中「6月1日又は12月1日」を「基準日」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(人 事 課)

### 富山県条例第43号

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。  
附則第34項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第50項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、附則第50項の改正規定は公布の日から、附則第34項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

(人 事 課)

### 富山県条例第44号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の65の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、同表の442の項中「2,050円」の次に「（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であって、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、1,700円）」を加え、「場合 当該」を「場合にあつては、当該」に改め、同表の443の項中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表の449の3の項中「第104条の4第6項」の次に「（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同表の449の4の項中「第104条の4第7項」の次に「（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同表の451の項中「（昭和35年政令第270号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、別表第1の65の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。

（財 政 課）

#### 富山県条例第45号

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例

富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第4号を次のように改める。

- (4) 視覚又は精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

**附 則**

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

(生活衛生課)

**富山県条例第46号**

富山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

富山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、年金管理者となることができない。

**附 則**

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(障害福祉課)

**富山県条例第47号**

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第45条第8号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「準耐火建築物（」を「準耐火建築物をいい、」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(子ども支援課)

**富山県条例第48号**

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「おいて準用する」を「おいて読み替えて準用する」に、「第45条第8号イからクまで」を「第45条第8号」に改める。

第14条第1項の表第45条第8号アの項の中欄中「又は」を「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「準耐火建築物（」を「準耐火建築物をいい、」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加え、同項の右欄中「耐火建築物」を「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(子ども支援課)

**富山県条例第49号**

富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

富山県建築基準法施行条例（平成14年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第112条第1項」を「第112条第2項」に改める。

第25条第2項第2号中「第112条第13項第2号」を「第112条第18項第2号」に改め、同項第3号中「第112条第14項及び第15項並びに第129条の2の5第1項第7号」を「第112条第19項及び第20項並びに第129条の2の4第1項第7号」に改

め、同条第 3 項中「第 112 条第 14 項及び第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号」を「第 112 条第 19 項及び第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

**富山県条例第 50 号**

富山県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

富山県立高等学校等設置条例（昭和 39 年富山県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

富 山 県 立 泊 高 等 学 校	下新川郡朝日町	を
富 山 県 立 入 善 高 等 学 校	下新川郡入善町	

富 山 県 立 入 善 高 等 学 校	下新川郡入善町	に、
---------------------	---------	----

富 山 県 立 富 山 南 高 等 学 校	富山市	を
富 山 県 立 水 橋 高 等 学 校	富山市	

富 山 県 立 富 山 南 高 等 学 校	富山市	に、
-----------------------	-----	----

富 山 県 立 高 岡 高 等 学 校	高岡市	を
富 山 県 立 高 岡 西 高 等 学 校	高岡市	

富 山 県 立 高 岡 高 等 学 校	高岡市	に、
---------------------	-----	----

富山県立南砺福野高等学校	南砺市	を
富山県立南砺福光高等学校	南砺市	

富山県立南砺福野高等学校	南砺市	に改める。
--------------	-----	-------

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正前の第1条に規定する富山県立泊高等学校、富山県立水橋高等学校、富山県立高岡西高等学校及び富山県立南砺福光高等学校は、この条例による改正後の第1条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(教・県立学校課)

## 富山県条例第51号

### 富山県総合体育センター条例の一部を改正する条例

富山県総合体育センター条例（昭和59年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「トレーニング室」を「第1トレーニング室」に改め、同条中第15号を第16号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

#### (8) 第2トレーニング室

別表第2の2の表トレーニング室の項中「トレーニング室」を「第1トレーニング室」に改め、同項の次に次のように加える。

第2トレーニング室	個 人	一 般	2 時 間	450
		児童及び生徒		230



	団	一 般	1 人につき	360
	体	児童及び生徒	2 時 間	180

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

(スポーツ振興課)

